八　次に掲げるもの、その誘導体、それらの水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤（前各号に掲げるもの及び殺そ剤を除く。）。ただし、二以上の有効成分を含有する製剤にあっては、次に掲げるものに限る。

(1)～(46)	（略）
(47)	アドレナリン。ただし、外用剤（一mL中アドレナリンとして一mgを超えて含有する点鼻剤を除く。）を除く。
(48)～(212)	（略）
（削る）	
(213)～(262)	（略）
(263)	オデビキシバット
(264)～(315)	（略）
(316)	カンタリジン
(317)～(569)	（略）
(570)	ゾンゲルチニブ
(571)～(601)	（略）
(602)	タレトレクチニブ
(603)～(1012)	（略）
(1013)	ベムペド酸
(1014)～(1049)	（略）
(1050)	ボラシデニブ
(1051)～(1193)	（略）
(1194)	リメゲパント
(1195)～(1260)	（略）

九　（略）

八　次に掲げるもの、その誘導体、それらの水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤（前各号に掲げるもの及び殺そ剤を除く。）。ただし、二以上の有効成分を含有する製剤にあっては、次に掲げるものに限る。

(1)～(46)（新設）	（略）
(47)～(211)	（略）
(212)	エピネフリン。ただし、外用剤を除く。
(213)～(262)（新設）	（略）
(263)～(314)（新設）	（略）
(315)～(567)（新設）	（略）
(568)～(598)（新設）	（略）
(599)～(1008)（新設）	（略）
(1009)～(1044)（新設）	（略）
(1045)～(1187)（新設）	（略）
(1188)～(1253)	（略）

九　（略）